

光が丘秋の陽小 P T A 会則

PTA とは、Parent-Teacher Association

父母と教員の会。父母と教員が協力し、地域や学校での児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を目的とし、各学校単位に組織される団体。

第一章 名 称

第1条 本会は「光が丘秋の陽小 P T A」と称し、事務所を練馬区立光が丘秋の陽小学校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域社会における子供の健やかな成長に努める。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 児童の教育について意見を交換する。
- (2) 児童の教育環境を改善する。
- (3) 学校内外における児童の生活指導に協力する。
- (4) 会員同士の親睦を高める。
- (5) 会員及び児童の慶弔を行う。
- (6) その他必要な活動を行う。

第三章 方 針

第4条 本会は、次の方針のもと活動を行う。

- (1) 全会員が積極的に参加する会を目指す。
- (2) 政治的、宗教的、営利目的な活動は一切行わない。
- (3) 学校に協力するための意見は述べるが、学校運営管理や教職員の人事には干渉しない。
- (4) 個人情報の保護に努める。
- (5) その他必要と思われる活動を行う。

第四章 会 員

第5条 本会の会員は入会届を提出した児童の保護者と教員とする。

- (1) 入会届の提出をもって会員となる。

※記載された個人情報は本校 P T A 活動のみで使用する。

- (2) 会員である期間は、当該児童の本校在籍が終了するまでとする。
- (3) やむを得ず途中退会する場合には、退会届を提出し、校長及び P T A 会長の承認を得る。

第五章 会 計

第6条 本会の会計は次の通り行う。

- (1) 毎年6月に活動費と P T A 総合補償加入金とともに全会員(家庭数)から集金する。
- (2) 本会の経費は、家庭数を単位とした会費とその他をもってこれにあたる。
- (3) 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われる。
- (4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会にて報告をし、承認を得るものとする。
- (5) 本会の特別な事業については、総会の承認を経て特別会計を設け処理できる。

第六章

本部役員

第7条

本会の本部役員は次の通り置く。(P=保護者 T=教員)

会長 1名 (P1名) 副会長 5名 (P4名 T1名)

書記 3名 (P2名 T1名) 会計 3名 (P2名 T1名)

第8条

本部役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の記録通信連絡等の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計業務を行う。

第9条

本部役員の任期、補充、選出及び退職、転勤の場合、次の通りとする。

- (1) 任期は1年とし、同一任務は3年以内とする。
- (2) 補充は、前任者の残任期間とする。
- (3) 選出は選考委員会により選出する。
- (4) 会計T1名が退職、転勤等の場合、副校長を代理とする。

第七章

会計監査委員

第10条

本会の会計監査委員は、3名 (P2名 T1名) とする。

第11条

会計監査委員の職務は次の通りとする。

- (1) その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (2) 必要に応じて会計監査を行うことができる。

第12条

会計監査委員の任期、補充、選出及び退職、転職の場合、次の通りとする。

- (1) 任期は1年とし、ただし再任を妨げない。
- (2) 補充は、前任者の残任期間とする。
- (3) 選出は本部役員選出後、選考委員会により選出する。
- (4) 会計監査T1名が退職、転勤等の場合、副校長を代理とする。

第八章

クラス委員

第13条

各クラスにクラス委員4名 (P4名) を置く。

第14条

クラス委員の職務は次の通りとする。

- (1) 学年及びクラス保護者の親睦を図る活動を行う。
- (2) 学年・文化・広報・校外委員会のいずれかに所属し、各委員会の活動を行う。
- (3) クラス委員4名の内1名以上は、運営委員会に出席し、本会の運営に携わる。

第15条

クラス委員は保護者会に於て、互選により各クラス4名を選出する。

第16条

クラス委員の任期及び補充は次の通りとする。

- (1) 任期は、4月から翌年3月迄とする。
- (2) 補充は、前任者の残任期間とする。

第九章

選考委員

第17条

選考委員は5年生の保護者(各クラス2名)と教員の代表で構成される。なお、保護者が6名に満たない場合、4年生の保護者(各クラス1名)を選出する。

第18条

選考委員は4月に行われる保護者会に於いて、各クラスの互選により選出する。

第19条 選考委員会の職務は次の通りとする。

(1) 本部役員、会計監査委員の選考に関する一切の業務を行う。

①各学級より選出された2名までの役員候補者を受け付け、全会員に知らせる。

②役員候補者と現役員を召集し、顔合わせの上、話し合いにより内定する。

③役員内定後、会計監査委員の選考を行い内定する。

④役員及び会計監査委員の内定者の氏名を、総会前に全会員に知らせる。

(2) 選考委員は候補者になることができない。

第十章

会 議

第20条 本会の会議は総会、運営委員会、役員会、各委員会及び臨時の特別委員会とする。

第21条 総会

(1) 総会はこの会の最高決議機関であり、全会員で構成する。

(2) 総会には定期総会と臨時総会がある。

(3) 定期総会は年2回（5月・翌3月）とし、次の事項を行う。

・5月定期総会においては書面総会とし

①前年度の決算報告、会計監査報告

②新年度の活動計画及び予算の審議、決定

③会則改正案の審議及び承認

④その他

・3月の定期総会においては

①本年度の活動報告及び仮決算報告、仮会計監査報告

②新年度の本部役員及び会計監査委員の承認

③会則改正案の審議及び承認

④その他

(4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

(5) 総会は委任状を含めて、会員の過半数により成立する。

(6) 総会の議決は全会員の過半数の同意を必要とする。

第22条 運営委員会

(1) 運営委員会は本部役員、クラス委員（各学級1名以上）、各委員会（学代・校外・文化広報）の正副委員長、教員代表で構成する。会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させ意見を聞く事が出来る。

(2) 運営委員会は原則として毎月1回開催する。

(3) 運営委員会は次の事項を行う。

①役員会や委員会によって立案された活動計画を審議し、承認する。

②総会に提出する案件を決定し、総会から委託された事項を処理する。

③必要な場合は、特別委員会を設ける。

④本会則に基づき細則の作成や改正をする。

⑤委員が欠員になった場合には必要に応じて補充することができる。

⑥その他、本会の運営に必要な事項を決定する。

(4) 運営委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第23条 役員会

(1) 役員会は本部役員（会長・副会長・書記・会計）で構成する。

(2) 役員会は次の事項を行う。

- ①本会の目的を実現する為の計画を立てる。
- ②運営委員会に提出する議案を調整する。
- ③運営委員会から委託された事項を処理する。
- ④総会に提出する予算及び諸案件を立案する。
- ⑤その他、臨時の事項を処理又は企画立案する。

第24条 各種委員会

- (1) 委員会として、学年学級委員・文化委員会・広報委員会・校外委員会を置く。
- (2) 各委員会の構成及び職務は、次の通りとする。
 - ①学年学級委員は、各クラスの学年学級委員（P 1名）と教員で構成する。
クラス保護者との連絡係。
学年またはクラス親睦会の企画、実施。
 - ②文化委員会は、各クラスの文化委員（P 1名）と教員で構成する。
会員相互の教養を高め、会員の親睦を図る活動を行う。
 - ③広報委員会は、各クラスの広報委員（P 1名）と教員で構成する。
PTA 広報誌の編集発行を行う。
 - ④校外委員会は、各クラスの校外委員（P 1名）と教員で構成する。
家庭や地域の教育環境の整備に努め、他の団体と協力して様々な活動に取り組む。
地域の安心・安全の整備に努める。
- (3) 各委員会には、それぞれ委員長・副委員長・書記・会計（各 P1 名）を置く。
 - ①委員長は委員会を代表し、必要に応じて委員会を開催する。
 - ②副委員長は委員長を助け、その代理を務める。
 - ③書記は委員会の活動を記録、管理し、総会に向けて書類を作成する。
 - ④会計は年間の予算を管理し、会計報告する。
- (4) 各委員会は、それぞれの委員会の所管に属する事業を企画し、運営委員会の承認を得て実施する。

第25条 特別委員会

- (1) 運営委員会が必要と認めた場合は、本会に臨時の特別な委員会を置くことができる。
- (2) 委員会の目的、委員構成、解散の時期は、運営委員会が定める。

第十一章 学校長

- 第26条 学校長は本会の活動に対して各会議に出席して、助言し意見を述べる事が出来る。

第十二章 改正

- 第27条 この会則は、総会に於て全会員の3分の2以上の賛成により、改正する事が出来る。
- (1) 会則を改正した場合は、速やかに会員に知らせる。
 - (2) 改正された会則は、総会で決定された日より実施される。

第十三章 慶弔

- 第28条 会員の弔事について、1件 5000円をお贈りし弔意を表する。

付 則

内規は、2010年（平成22年度）9月21日（施行）

2011年（平成22年度）3月23日（改正）

2011年（平成23年度）5月27日（一部改正）

この会則は、2012年（平成23年度）3月 6日（内規より会則に改正）

2014年（平成25年度）3月 7日（一部改正）

2015年（平成26年度）3月 6日（一部改正）

2018年（平成30年度）9月25日（一部改正）